

## 平成28年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成28年3月16日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成28年3月16日（水）午後4時10分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議 案
  - 議案第29号 （仮称）みき歴史資料館基本計画について
  - 議案第30号 市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等に関する規則の制定について
  - 議案第31号 三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第32号 平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- 4 協議事項
  - 協議事項25 三木市立歴史資料館条例施行規則の制定について
  - 協議事項26 三木市学校給食調理場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 協議事項27 市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について
- 5 報告事項
- 6 その他  
次回教育委員会定例会の開催日時について
- 7 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番 委 員 長	里 見 俊 實
	2番 委員長職務代行者	水 島 慶 子

	3番	委員	井口	徹
	4番	委員	石井	ひろ美
	5番	委員（教育長）	松本	明紀
事務局		教育企画部長	西本	則彦
		こども未来部長	永尾	勝彦
		教育政策課長	大西	真一
		教育環境整備課長	貞松	保夫
		文化スポーツ振興課長	堀内	基代
		図書館長	伊藤	真紀
		学校教育課長	野口	博史
		教育センター所長	大東	豊
		就学前教育・保育課長	岩崎	国彦
		子育て支援課長	井上	典子
		教育政策課主査	五百蔵	一也
		教育政策課主事	八代醒	典之
傍聴者		1人		

\*\*\*\*\*

### 1 開 会

委員長が、平成28年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

### 2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と石井委員を指名した。

\*\*\*\*\*

### 3 議 案

【議案第29号】（仮称）みき歴史資料館基本計画について

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

（仮称）みき歴史資料館基本計画について、三木市教育委員会の

権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。2月臨時会の際にご指摘のあったことについて修正を加えた。基本方針においては、耐用年数や固有名詞は使わず、「「みき歴史美術の杜みゅーじあむ」のインフォメーション施設としての機能を果たし、史跡や登録文化財（旧玉置家・旧小河家別邸）、観光協会や道の駅等と連携したまちの賑わいづくりを担う」とした。管理運営計画に係る人員の配置体制については、嘱託の学芸員1名、嘱託の市史編さんの専門員を2名採用する予定である。また、事務補助については、文化スポーツ振興課の学芸員2名と、市史編さん担当を決め、5人前後の配置を予定している。開館形態について、開館は9時から17時で、入館は16時30分までとする。休館日は、月曜日、祝日の翌日、年末年始とするが、月曜日が祝日の場合は開館する。また、祝日の翌日が土曜日・日曜日の場合は開館する。年末年始は、12月28日から翌年の1月4日まで休館とする。入館料は無料とする。

(里見委員長) 本計画はどのような形で公表するのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) ホームページ等に掲示する。オープニングイベントに関することは、別途記者発表等を行っていく。

(石井委員) 施設図面の中にはAEDの設置場所が明示されていないが、人命を助けるという重要な役割を担うものであるから、一番目につきやすい場所に設置するとともに、周知をお願いしたい。

(井口委員) 絵解きの後継者がいないという問題がある。ぜひこの資料館で、絵解きの後継者が育つような事業をしていただきたい。また、施設図面の3階にテラスとあるが、市内を展望できるスペースとして活用することはできないのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 転落の危険もあり、展望に関して適当な場所ではない。

(西本教育企画部長) テラスという表現は誤解を与えるため、表記を変更する。

(里見委員長) 整備の背景と経緯の最後に、「「(仮称) みき歴史資料館」の整備を計画している。」とあるが、「「(仮称) みき歴史資料館」を整備する。」というように、主体性を持った表現としてほしい。

(水島委員長職務代行者) ボランティアの組織はもうできているのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 歴史資料館のボランティアと市史編さんのボランティアを募る予定である。実費弁償する形で実施したい。

委員長が、議案第 29 号について採決を行い、一部修正の上可決された。

**【議案第 30 号】 市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等に関する規則の制定について**

○大西教育政策課長が次のように説明した。

市立保育所及び市立認定こども園の特別勤務職員の勤務時間等に関する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第 2 条の規定により、委員会の議決を求める。市立保育所及び市立認定こども園に勤務する職員の勤務時間、休憩時間等について定めるものである。勤務時間は、午前 7 時から午後 7 時までの間で 7 時間 45 分を割り振るものとし、保育所長等が、業務の遂行につき特に必要があると認めるときは、教育長の承認を得て勤務時間を変更することができる。また、勤務時間の割り振りについては、その月分を前月末日までに所長等が定め、これを各人に周知するものとする。休憩時間は勤務時間内において 45 分とする。

委員長が、議案第 30 号について採決を行い、原案のとおり可決された。

**【議案第 31 号】 三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関**

に勤務する職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、保育士の補職名について、主任保育士及び副主任保育士の補職名が追加されたため、本規則においても、かかる補職名を追加するものである。

委員長が、議案第31号について採決を行い、原案のとおり可決された。

**【議案第32号】**平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

○野口学校教育課長が次のように説明した。

平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、委員会の議決を求める。平成28年度から自由が丘東小学校にできる弱視学級で使用する教科書である。教科書の内容は、昨年度採択された教科書と同じである。

委員長が、議案第32号について採決を行い、原案のとおり可決された。

#### 4 協議事項

**【協議事項25】**三木市立歴史資料館条例施行規則の制定について

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように説明した。

三木市立歴史資料館条例の施行に関し、必要な事項を定めるものである。第1条は規則の趣旨、第2条は開館時間、第3条は休館日

を定める。第4条は、歴史資料館の事務について定める。条例に示していることのほか、施設及び設備の維持管理に関する事、入館者等統計に関する事、協議会に関する事、その他管理運営に必要な事を行う。第5条は、入館料について定める。特別な事業を行うときの入館料は、1,000円以内で教育長が定める額とする。第6条は、入館料の減免について定める。公益上その他特別の理由があるときは、減額し、又は免除することができる。小学校、中学校、特別支援学校等の教職員が学校教育活動の一環として児童又は生徒を引率して入館するときは全額を免除する。中学生以下の者が入館するときも全額を免除する。身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているものが入館するときは5割相当額を減額する。その他教育長が特に必要と認めるときは、必要と認める額を減額し又は免除する。第7条は、特別観覧について定める。学術研究等のために、展示品を模写、撮影等しようとする者は、館長に所定の申請書を提出することとし、館長が許可を決定する場合は、所定の許可書を交付することとする。第8条は、入館の制限について定める。館長は、他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者又はそのおそれのある物品、動物等を携帯する者、設備や展示品等を損傷するおそれのある者、その他館長が入館を不相当と認める者については、入館を拒否することができる。第9条は、遵守事項等について定める。展示品に触れる行為、展示品近くでのインキ等の使用、無許可での模写、撮影等、所定の場所以外での喫煙又は飲食、他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為、その他館長が指定した事項は禁止とする。また、館長は、管理上必要な指示に従わない者に対しては、退館を命じることができる。第10条は、原状回復について定める。責めに帰すべき理由により資料等を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないものとする。第11条は、資料の貸出し制限について定める。教育委員会が特別に理由があると認める場合のほかは、貸出しは行わない。第12条から第15条は、協議会について定める。協議会の委員は、市内に事務所を置く教育、学術、文化等に関する団体又は機関を代表する者、学識経験者、市内の学校の長を代表する者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱する。協議会に、会長及び副会長1人を置く。協議会は会長が招集することとし、委員の過半数の出席がなけ

れば、会議を開くことができない。議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。この規則は、平成28年5月5日から施行することとし、規則の施行後最初に招集される協議会は、教育長が招集するものとする。本規則の制定に伴い、三木市教育委員会所管の庁舎等火気取締に関する規則及び三木市教育委員会公印規則の一部を改正する。

(石井委員) 第9条第1項第4号に、「所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。」とあるが、喫煙スペースについてどのように考えているのか。

(堀内文化スポーツ振興課長) 敷地内の館外に設置する予定である。

(西本教育企画部長) 館内は禁煙とする。館内以外の敷地内については、県の条例等を再度確認する。

(水島委員長職務代行者) 第5条に、「入館料は、1,000円以内で教育長が定める額とする。」とあるが、高価な資料を借りる場合には、1,000円を超える場合も想定されるのではないか。

(西本教育企画部長) 例外規定を定めることとする。

(里見委員長) 今後のスケジュールはどのようになるのか。

(西本教育企画部長) この規則の施行期日は、平成28年5月5日としている。その日のオープンを目指しているが、改修の状況もあるため、条例の施行期日は規則で定める日としている。次回の教育委員会定例会は、4月22日を予定しており、そのときに本規則と条例の施行期日を定める規則を議案として上程させていただく予定である。

**【協議事項26】** 三木市学校給食調理場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○貞松教育環境整備課長が次のように説明した。

口吉川学校給食共同調理場の廃止に伴い、正規調理員及びパート調理員を配置しなくなることから、調理業務及び職員に係る規定を整理する。第5条の職員に関する規定は削除する。第6条から第28条までは、正規の職員がいなくなることから、職種名による規定に変更する。パート調理員の労働協定について定める第5章は、今後パート調理員を配置しないため削る。本規則は、平成28年4月1日から施行する。今後の予定として、関係条例の市議会の可決を受け、平成28年3月31日付けで教育長の臨時代理により制定し、教育委員会4月定例会で報告する。

(井口委員) 正規調理員及びパート調理員の方はどうなるのか。

(貞松教育環境整備課長) 別の部門への配置替えとなる。

**【協議事項27】市立学校給食共同調理場長等の指定についての一部を改正する訓令の制定について**

○貞松教育環境整備課長が次のように説明した。

口吉川学校給食共同調理場の廃止に伴い、当該調理場の場長の指定に係る規定を削る。本訓令についても、関係条例の市議会の可決を受け、平成28年3月31日付けで教育長の臨時代理により制定し、教育委員会4月定例会で報告する。

**5 報告事項**

**ア 教育政策課報告事項**

○大西教育政策課長が次のように報告した。

第2回みきっ子未来応援協議会家庭・地域・学校教育部会を、2月26日に開催した。子どもを守り育てる地域づくりについて、公民館長及び青少年センター所長が事例発表を行った。今後の予定として、第2回みきっ子未来応援協議会を、3月17日に開催する。子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び平成27年度各部会の取組状況を報告する。

**イ 教育環境整備課報告事項**

○貞松教育環境整備課長が次のように報告した。

緑が丘学校給食共同調理場について、調理員のノロウイルスの感染により、3月1日の給食の献立を変更した。3月3日午後6時に、精密検査で調理員全員の陰性が判明し、ノロウイルスの感染者がいないことを確認した。また、児童生徒及び教職員にもノロウイルスの感染者は無かった。現在、緑が丘学校給食共同調理場は通常どおり運営している。こども園の施設整備について、別所認定こども園整備工事は、2月29日に工事が完了した。志染保育所耐震化工事は、仮設の保育室を設置した上で耐震化を進めている。2月末の進捗率は20%となっている。

#### ウ 文化スポーツ振興課報告事項

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

三木市スポーツ賞表彰式を、2月20日に教育センターで実施した。教育功労者への感謝状の贈呈もあわせて行った。東はりま芸能祭を、3月6日に文化会館で開催した。第23回みつきいふれあいマラソンを、3月13日に三木防災公園で開催した。出場者は2,976人であった。今後の予定として、4月1日に1,000人コンペを開催し、同日市内25か所のゴルフ場でのスタンプラリーを開始する。

#### エ 図書館報告事項

○伊藤図書館長が次のように報告した。

図書の撤去又は閲覧制限に係る請願について、2月23日の総務環境常任委員会において、教育委員会2月定例会での協議内容を踏まえ報告した。2月定例会の会議録もあわせて提出している。絵本の修理講座を、2月18日に中央図書館で実施した。参加は12名で、そのうち3名の方については、4月から修理ボランティアとして参加していただく。英語のおはなし会を、3月12日に吉川図書館で実施した。参加者は3名で、山田錦まつりと重なったこともあり、参加は少なかった。

(井口委員) 中央図書館で実施している対面朗読の取組が素晴らしいと思う。ご協力いただいているむれの会の皆様にはお礼申し上げます。

オ 学校教育課報告事項

○野口学校教育課長が次のように報告した。

3月3日に定例の校園長会を開催した。学校の主要行事として、中学校及び特別支援学校の卒業式を行った。三木中学校がインフルエンザの流行により卒業式を延期した。公立高校の入試前ということもあり延期を決断したが、幸い三木中学校の子どもは別室受験することもなく、無事受験することができた。今後の予定として、教職員の異動、小学校、中学校及び特別支援学校の入学式を行う。

カ 教育センター報告事項

○大東教育センター所長が次のように報告した。

研究員制度発表会を、2月26日に実施した。委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。適応教室関係は、現在中学生7人の通級があるが、3月末で3年生5人が卒業し、来年度は中学2年生2人でのスタートとなる。青少年センターの事業について、3月3日に補導委員の会長選考会を行い、現会長が引き続き務められる予定である。

キ 就学前教育・保育課報告事項

○岩崎就学前教育・保育課長が次のように報告した。

第三者監査を、えびす保育園、いずみ保育園、自由ヶ丘保育園で実施した。監査官からは、おおむね良好と報告いただいている。別所幼稚園の移転作業を、2月29日から始めている。民間保育園人権研修を、羽場保育園、自由ヶ丘保育園で実施した。みきっ子未来応援協議会就学前教育・保育部会を、3月15日に教育センターで行った。今後の予定として、公立幼稚園、公立保育所の卒園式と、別所認定こども園、保育所の入園（所）式及び公立幼稚園の入園式を実施する。2月26日に、190名に対して不承諾通知がされたという記事が新聞に掲載された。実際は184名に対して不承諾通知をしており、その中で国の定める待機児童に該当する方が9名おられる。9名の方については、口吉川か吉川に空きを確保したのでどうされますかとお尋ねしたところ、近くで空きが出るまで待つという方もおられたため、現在待機児童は3名である。保育士等の確保に向けて、2月から2回にわたって官民合同の説明会を実施し、19名ほどが来られている。そのうち市のほうに8名採用し、民間

のほうに4名採用していただいた。3月20日にも神戸市北区で新聞折り込みによる保育士等募集の広報をし、翌21日以降、就学前教育・保育課で随時面接を行っていく。

(里見委員長) 待機児童が発生しているのは、保育士等が不足していることが原因なのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 施設的には問題はない。0歳児は3人に対して1人の保育士等が必要であり、この年齢の応募が50人増加したことで、保育士等の確保がネックになっている。

(里見委員長) 中途半端なことをしても仕方ない。保育士の給料を大幅に上げるような施策が必要である。保育士50人であれば、予算が1億円もあればできることである。私はそのように考えるが、教育委員がこのことについて公的に意見を出すことが本当に適切なのかということについても、しっかり問題意識を持ってほしい。なぜなら、保育及び認定こども園に関することは、教育委員会が補助執行しているに過ぎず、最終的な決定権は市長にあるからである。この施策のベースに関する決定は、本来の権限者である市長にしかできないということ、再度確認しておきたいと思う。

#### キ 子育て支援課報告事項

○井上子育て支援課長が次のように報告した。

アフタースクールの来年度4月の申込状況は、全体で639人、事業所数は、直営2、委託11の13か所である。申込者数は、昨年度比で低学年が27人の増、高学年が26人の増となっている。アフタースクールの移転について、現在小学校の余裕教室において実施している平田、自由ヶ丘東アフタースクールが、平成28年度以降の特別支援学級の新設等により、教室の使用が困難となるため、それぞれ平田幼稚園、自由ヶ丘東幼稚園に移転する。なお、平田は耐震補強工事が必要なため、耐震補強工事を実施した上で、9月に移転する。自由ヶ丘東は耐震工事が不要なため、3月中に水回り等の改修を行い、4月に開設する。

(石井委員) 認定こども園から始まり、アフタースクールへ続いてい

るのを見ると、子どもたちがずっと預けられているという印象を受ける。今後もこういう状況は続き、年々増加傾向にあると思うが、経年比較等が分かる資料があれば後日見せてほしい。

\*\*\*\*\*

## 6 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について

委員長が、次回の教育委員会定例会の開催予定日時について諮り、平成28年4月22日（金）、午後3時00分から開催することを決定した。

\*\*\*\*\*

## 7 閉 会

委員長が、平成28年3月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者